
独立行政法人国立公文書館利用等規則について

国立公文書館業務課課長補佐

原 秀雄 はら・ひでお

1. 利用等規則作成の経緯

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第 27 条では、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない」と規定しています。さらに「内閣総理大臣に協議し、遅滞なく、これを公表しなければならない」と規定しています。

これを受けて、公文書管理法に基づき、国立公文書館（以下「館」という。）は、内閣府が策定した「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、必要な事項を定めるため利用等規則案を作成しました。

同利用等規則案については、平成 22 年 12 月 14 日に開催された第 5 回公文書管理委員会において審議され、併せて、「公文書等の管理に関する法律に基づく利用の請求に対する利用決定に係る審査基準」（以下「審査基準」という。）が、平成 23 年 1 月 19 日に開催された第 6 回公文書管理委員会において説明され、了承されました。

また館は、平成 23 年 1 月 24 日から 2 月 23 日までの間、館のホームページにおいて利用等規則案及び審査基準案について意見募集を行いました。この結果、9 名から合計 24 件の意見の提出がありました。これらの意見に対しては、館の考え方を館のホームページで公表しました。

以上の手続きを経た上で、平成 23 年 3 月 22 日に内閣総理大臣へ利用等規則案に対する同意を求める通知を発出し、同年 4 月 1 日に当該同意を得たため、同日中に利用等規則を公表しました。

これに加えて、利用等規則の実施に当たり、閲覧室における特定歴史公文書等の利用その他について必要な事項を定めた「利用細則」、移管元行政機関等が公文書管理法第 24 条に定める特例の適用を受け、移管した特定歴史公文書等を利用する場合の手続を定める「移管元行政機関等利用細則」、「閲覧室における特定歴史公文書等の利用に係る遵守事項等に関する定め」、「審査基準」等を決定しました。

利用等規則を策定するに当たっては、利用の請求権化に伴って、利用に係る手続きが複雑となることから、可能な限り手続の簡素化を図る等、利用者に対する利便性を図るための検討を重ねたところです。

具体的な利用請求の手続等の主な内容は、以下のとおりです。

2. 利用請求及び利用決定

利用請求は、館の閲覧室に備え付けの利用請求書又は館のホームページ上に公表されている利用請求書に必要事項を記載して、館の閲覧室の受付に提出するか、あるいは郵送をしていただくことにより行っていただきます。館では、利用請求書が提出された場合は、速やかに利用決定をすることとしています。特に閲覧室の受付に利用請求書が提出された場合は、当日中に利用決定を行うこととしています。

ただし、請求のあった特定歴史公文書等に利用制限情報が記録されている可能性のある場合に、当該利用制限事由に関する確認作業、第三者意見照会が必要な場合等時間を要する事情があるときは、請求のあった日から 30 日以内に利用決定が行われ

ることとなります。

なお、利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている情報が、上記利用制限情報に該当するかどうかの判断基準については、審査基準が設けられており、その説明については、本号の別の稿で詳細に説明しています。

3. 利用決定の通知

利用決定が行われると、利用請求者に対して、閲覧室の受付又は郵送により利用決定通知書を交付します。利用決定通知書には、審査結果のほか、全部の利用が認められる以外（原本の閲覧が認められない場合も含む）は、その理由も記載されます。

ガイドラインにおいては、通知に係る郵送料は利用請求者が負担するものとされていますが、館の年間の利用件数に鑑み、郵送料の確実な徴収が困難であり、また督促に係る人件費等と館が郵送料を負担した場合の経費を比較した結果、後者がより効率的な経営管理に資すると判断し、請求者に郵送料の負担を求めないこととしました。

なお、利用決定通知書には、利用の方法（閲覧又は写しの交付）を申し出るための「利用の方法申出書」も併せて添付されます。

4. 利用の方法申出

利用決定通知書の交付を受けた利用請求者は、利用の方法申出書を館に提出することにより特定歴史公文書等の利用の提供を受けることとなります。利用者は、希望する内容（閲覧又は写しの交付）を利用の方法申出書に記載し、利用決定通知があった日から30日以内に閲覧室の受付に提出するか郵送又はファクシミリにより送信することができることとしました。本件は、利用決定後の手続きであるため、利便性向上の観点からファクシミリによる送信を受け付けることとしました。

また、当該利用の方法については、上記2.の利用請求時に事前に選択（利用請求書の利用方法欄に任意で記入）できることとしており、この場合、利用までのプロセスが短縮されることとなります。

なお、写しの交付を希望した場合は、利用決定

のあった特定歴史公文書等の全部又は一部について利用請求者から写しの具体的な範囲の特定、種類及び部数の指定を受け、これに基づき館が算出した手数料額を利用請求者が納入することで写しが作成されることとなります。利用者は、作成された写しを、館の閲覧室の受付又は郵送により受けとることができます。

その際、郵送に係る必要な費用は利用者負担となります。

5. 目録の改善

目録は利用請求の際の基礎となる重要な情報です。これまでインターネット上の公開状況欄において、「公開」、「非公開」、「要審査（未審査のもの及び審査済みで一部袋掛け又はマスキングを施したもの）」の3つに分けていた利用制限の区分について、「公開」、「部分公開（審査済みで一部袋掛け又はマスキングを施したもの）」、「非公開」、「要審査（未審査のもの）」と4つの区分に分けて、未審査・審査済みの別を事前に利用者に明らかとなるようにしました。

また、従来、デジタルアーカイブの検索結果から出力する閲覧申込票では、簿冊単位の情報のみ記載されていましたが、利用等規則の施行に合わせたシステム改良により、目録情報として件名／細目まで提供しているものについては、デジタルアーカイブから出力される利用請求書に件名／細目単位の情報を記載することができるようになりました。この結果、目録の記載に従い件名単位で利用請求をする際の利便性向上が図られました。

6. 簡便な利用

利用が請求権化されたことに伴って、利用に係る手続きが複雑となる一方で、利便性を低下させることなく、利用の促進を図るため、目録において「公開」又は「部分公開」とされた特定歴史公文書等については、閲覧室において「簡易閲覧申込書」を提出することで、利用請求及び利用決定の手続きを省略して閲覧をすることができることとしました。

これは、「公開」及び「部分公開」の特定歴史公文書等については、閲覧の申込みのみにより即日閲覧に供していた従来の手続きを今後も踏襲するものです。

7. 閲覧時におけるデジタルカメラ等の利用

利用は、閲覧又は写しの交付によるものとされていますが、写しの交付には費用を要し、また、実際の交付までには複写物の作成作業等の時間を要することから、写しの交付を補完するものとして、閲覧時において利用者が持参するデジタルカメラ等による特定歴史公文書等の撮影を新たに認めることとしました。

撮影に当たっては、閲覧室職員にその旨申し出ること、指定の場所において行うこと、フラッシュを使用しないこと等の遵守事項を利用細則等に定めたところです。

また、有料ですが、利用者は閲覧室において、従来通りマイクロリーダプリンタによる複製物の出力、デジタルアーカイブにより提供される目録、画像等の情報の出力を専用のプリンタによりセルフで行うことができます。

8. 利用に係る受付時間の変更

従来は、昼休みの時間帯の閲覧申込みの受付を休止していましたが、公文書管理法が施行された平成 23 年 4 月からは、様々な方が利用の機会を得られるように、昼休みの時間帯も利用の請求、閲覧の申込み等を受け付け、出納業務を行うこととしました。

9. その他

以上、独立行政法人国立公文書館の利用等規則について、簡単に述べましたが、このほか、館においては、法の目的とする特定歴史公文書等の利用の促進を図るために、春と秋の特別展、夏の企画展、常設展といった展示会を開催したり、館内見学を実施する等、より多くの方々に特定歴史公文書等に触れ、親しんでいただく機会を用意しています。

また、いつでも、どこでも、誰もが、自由に、無料で特定歴史公文書等を利用できる環境として、文書のデジタル画像が閲覧可能な「デジタルアーカイブ」、子どもたちが楽しく特定歴史公文書等に親しむ仕掛けを施した「ぶん蔵」等を搭載しており、ぜひ、活用していただきたいと思います。

このほか、利用請求による写しの交付に加えて、複写物を提供するための特別複写、他の機関で行う展示会等のための特定歴史公文書の貸出し、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等の原本の特別利用、閲覧及び写しの交付等では利用目的が達成できない場合の特別撮影、といった所要の手続を整備しました。

現在、館ではこのような利用手続について、手探りで運用しているところです。今後、利用者の求めに対して的確かつ積極的に対応するよう、努めてまいりたいと思います。

また、そのような運用事例の蓄積を踏まえて、場合によっては手続きを改正することも含め館として適切に対応してまいりたいと考えています。